

(下線の箇所は改正部分)

改正後	現行
1 名称 (略)	1 名称 (略)
2 目的 <p>推進会議は、都市再生本部で決定されたプロジェクト「海の再生」を推進する ため、関係省庁及び関係地方公共団体が、東京湾の水質改善等のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを推進することを目的とする。</p>	2 目的 <p>推進会議は、都市再生本部で決定されたプロジェクト「海の再生」を推進する ため、関係省庁及び関係地方公共団体が、東京湾の水質改善のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを推進することを目的とする。</p>
3 推進会議の所掌事務 <p>推進会議は、次に掲げる事項に関して行動計画を策定し、推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① <u>陸域における東京湾流域の汚濁負荷削減等の対策</u>に関すること。</li><li>② 干潟・浅場等の保全・再生及び汚泥の除去等による東京湾の海域浄化対策等、<u>海域における環境の改善</u>に関すること。</li><li>③ 東京湾の海域等の環境モニタリング及び分析に関すること。</li></ul>	3 推進会議の所掌事務 <p>推進会議は、次に掲げる事項に関して行動計画を策定し、推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① <u>下水道の整備・機能改善等による東京湾の流域の汚濁負荷削減対策等</u>に関すること。</li><li>② 干潟・浅場等の保全・再生及び汚泥の除去等による東京湾の海域浄化対策に関すること。</li><li>③ 東京湾の海域環境のモニタリング及び分析に関すること。</li></ul>
4 推進会議の構成 <ul style="list-style-type: none"><li>① 推進会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。</li><li>② 必要に応じ臨時委員を置くことができる。</li></ul>	4 推進会議の構成 <ul style="list-style-type: none"><li>① 推進会議は、別紙<u>1</u>に掲げる委員をもって構成する。</li><li>② 必要に応じ臨時委員を置くことができる。</li></ul>
5 座長 (略)	5 座長 (略)
6 推進会議の開催 <ul style="list-style-type: none"><li>① 推進会議は、座長の招集又は分科会主査の求めに応じ、隨時開催する。</li><li>② 行動計画その他の推進会議の所掌に係る事項は、推進会議の合議により決定する。</li></ul>	6 推進会議の開催 <ul style="list-style-type: none"><li>① 推進会議は、座長の招集により隨時開催する。</li><li>② <u>座長に事故があるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。</u></li><li>③ 行動計画その他の推進会議の所掌に係る事項は、推進会議の合議により決定する。</li></ul>
(削除)	7 幹事会 <ul style="list-style-type: none"><li>① <u>推進会議に幹事会を置く。</u></li><li>② <u>幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する</u></li><li>③ <u>幹事会に幹事長を置き、推進会議の座長がこれを指名する。</u></li><li>④ <u>幹事会は、推進会議の所掌事務の実施に関する協議及び調整、並びに8に規定する各分科会の相互の調整を行う。</u></li><li>⑤ <u>幹事会は、幹事長の招集により隨時開催する。また、分科会の主査の求めに応じ開催する。</u></li></ul>

<p><u>7 分科会</u></p> <p>① <u>推進会議の下に次の3つの分科会を置く。</u></p> <p>　　陸域対策分科会 　　海域対策分科会 　　モニタリング分科会</p> <p>各分科会の委員は、<u>国及び地方公共団体の機関のうち、行動計画の策定と推進に関する部署により構成する。</u></p> <p>② <u>各分科会に主査を置き、推進会議の座長がこれを指名する。</u></p> <p>③ <u>各分科会は、それぞれ「3 推進会議の所掌事務」の①から③に規定する事項に関し、推進会議で決定すべき事項（行動計画、中間・期末評価）について主となり検討及び推進を行うとともに、必要に応じ以下「8 連絡会議」において分科会相互の調整を行う。</u></p> <p>④ <u>主査は、推進会議で決定すべき事項についての具体的な検討等、各分科会の活動にあたって必要となる事務を担う。</u></p>	<p><u>8 分科会</u></p> <p>① <u>幹事会の下に次の3つの分科会を置く。</u></p> <p>　　陸域対策分科会 　　海域対策分科会 　　モニタリング分科会</p> <p>② <u>各分科会の委員は、行動計画の策定及び推進に関する国（機関）及び都県市の職員により構成し、幹事長が幹事会に諮って定める。</u></p> <p>③ <u>各分科会に主査を置く。</u></p> <p>④ <u>各分科会は、それぞれ「3」の①から③に規定する事項を検討する。</u></p>
<p><u>8 連絡会議</u></p> <p>① <u>「3 推進会議の所掌事務」の①から③に規定する事項に関し、分科会間の相互の情報共有・調整を行うため、各分科会の主査から構成される連絡会議を置く。</u></p> <p>② <u>連絡会議は、各分科会が共同で開催することとする。</u></p> <p>③ <u>連絡会議の運営に必要な事務は、各分科会の主査が交代で担う。</u></p> <p>④ <u>連絡会議の運営に必要な事項は、各分科会が共同で別途定める。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>9 事務局</u></p> <p>① <u>推進会議の庶務を担うため、事務局を置く。事務局は、同会議の運営及び資料の保存・公開等、推進会議の手続きに関する事務を行う。</u></p> <p>② <u>事務局の運営は、海上保安庁が担う。</u></p>	<p><u>9 事務局</u></p> <p>① <u>推進会議の庶務を行うため、事務局を置く。</u></p> <p>② <u>事務局の運営は、国土交通省の水管理・国土保全局下水道部、港湾局及び海上保安庁が共同して行う。</u></p>
<p><u>10 その他</u></p> <p>① <u>本要綱の改正は、座長が推進会議に諮って行う。ただし、組織変更等に伴う別紙の改正については、座長から推進会議の委員への通知を以って行う。</u></p> <p>② <u>この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議の委員に諮って定める。</u></p>	<p><u>10 その他</u></p> <p>① <u>本要綱の改正は、座長が推進会議に諮って行う。ただし、組織変更等に伴う別紙1又は別紙2の改正については、座長から推進会議の委員への通知を以って行う。</u></p> <p>② <u>この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議の委員に諮って定める。</u></p>
<p><u>11 施行日</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>11 施行日</u></p> <p>(略)</p>

(別紙)

令和5年3月14日

東京湾再生推進会議委員名簿

内閣府地方創生推進事務局参事官  
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川環境保全企画調整官  
国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官  
国土交通省海事局船舶産業課舟艇室長  
国土交通省港湾局海洋・環境課長  
海上保安庁総務部参事官  
農林水産省農村振興局整備部地域整備課長  
林野庁森林整備部計画課長  
水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室長  
水産庁漁港漁場整備部計画課長  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長  
環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長  
環境省自然環境局自然環境計画課長  
埼玉県下水道局参事兼下水道事業課長  
埼玉県環境部水環境課長  
千葉県県土整備部都市整備局下水道課長  
千葉県県土整備部港湾課長  
千葉県環境生活部環境政策課長  
千葉県環境生活部水質保全課長  
東京都下水道局計画調整部エネルギー・温暖化対策推進担当課長  
東京都港湾局港湾整備部環境対策担当課長  
東京都環境局自然環境部水環境課長  
神奈川県県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長  
神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課長  
神奈川県環境農政局環境部大気水質課長  
横浜市環境創造局政策調整部政策課下水道政策調整担当課長  
横浜市港湾局みなと賑わい振興部整備推進課長  
川崎市上下水道局下水道部下水道計画課長  
川崎市港湾局港湾経営部経営企画課長  
川崎市環境局環境対策部環境保全課長  
千葉市建設局下水道企画部下水道経営課長  
千葉市環境局環境保全部環境規制課長

(別紙 1)

令和4年3月22日

東京湾再生推進会議委員名簿

内閣府地方創生推進事務局参事官  
国土交通省水管理・国土保全局下水道部長  
国土交通省大臣官房技術参事官（港湾）  
海上保安庁次長  
農林水産省農村振興局整備部長  
林野庁森林整備部長  
水産庁増殖推進部長  
水産庁漁港漁場整備部長  
環境省環境再生・資源循環局長  
環境省大臣官房審議官（水・大気環境局担当）  
埼玉県環境部長  
埼玉県下水道局長  
千葉県環境生活部長  
千葉県県土整備部長  
東京都下水道局長  
東京都環境局自然環境部長  
東京都港湾局長  
神奈川県環境農政局環境部長  
神奈川県県土整備局河川下水道部長  
横浜市環境創造局長  
横浜市港湾局長  
川崎市環境局長  
川崎市建設緑政局長  
川崎市上下水道事業管理者  
川崎市港湾局長  
千葉市建設局長  
千葉市環境局長  
さいたま市建設局長  
さいたま市環境局長

<p><u>さいたま市建設局下水道部下水道計画課長</u>  <u>さいたま市環境局環境共生部環境対策課長</u>  <u>横須賀市環境部ゼロカーボン推進課長</u>  <u>横須賀市建設部港湾企画課長</u></p>	
<p>(削除)</p>	<p>(別紙 2)</p> <p style="text-align: right;">令和 4 年 3 月 22 日</p> <p style="text-align: center;"><u>東京湾再生推進会議幹事会幹事名簿</u></p> <p><u>国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川環境保全企画調整官</u>  <u>国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官</u>  <u>国土交通省海事局船舶産業課舟艇室長</u>  <u>国土交通省港湾局海洋・環境課長</u>  <u>海上保安庁総務部参事官</u>  <u>農林水産省農村振興局整備部地域整備課長</u>  <u>林野庁森林整備部計画課長</u>  <u>水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室長</u>  <u>水産庁漁港漁場整備部計画課長</u>  <u>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長</u>  <u>環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長</u>  <u>埼玉県下水道局参事兼下水道事業課長</u>  <u>埼玉県環境部水環境課長</u>  <u>千葉県県土整備部都市整備局下水道課長</u>  <u>千葉県県土整備部港湾課長</u>  <u>千葉県環境生活部環境政策課長</u>  <u>千葉県環境生活部水質保全課長</u>  <u>東京都下水道局計画調整部エネルギー・温暖化対策推進担当課長</u>  <u>東京都港湾局港湾整備部環境対策担当課長</u>  <u>東京都環境局自然環境部水環境課長</u>  <u>神奈川県県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長</u>  <u>神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課長</u>  <u>神奈川県環境農政局環境部大気水質課長</u>  <u>横浜市環境創造局政策調整部政策課下水道政策調整担当課長</u>  <u>横浜市港湾局みなと振興部整備推進課長</u>  <u>川崎市上下水道局下水道部下水道計画課長</u>  <u>川崎市港湾局港湾経営部経営企画課長</u></p>

川崎市環境局環境対策部環境保全課長  
千葉市建設局下水道企画部下水道経営課長  
千葉市環境局環境保全部環境規制課長  
さいたま市建設局下水道部下水道計画課長  
さいたま市環境局環境共生部環境対策課長